

北方型長期優良住宅推進協議会

設計事業者及び住宅事業者募集要領

「北方型長期優良住宅推進協議会」設立発起人会

1. 趣 旨

国土交通省が実施した平成20年度「超長期住宅先導的モデル事業」において、北方型住宅のシステムを基本とした「北方型住宅ECOモデル事業」が採択されました。このことは産学官が連携して取り組んできた北方型住宅がまさにこれからの住宅像に合致していたことが評価されたものと言えます。道内の住宅供給事業者にとって、さらなる持続的な住宅建築技術の進化を遂げ、北方型住宅等地域に根ざした良質な住宅の建設を推進していくためには、道内の工務店全体のプラットフォームとして緩やかな連携・協力の基盤となるネットワーク協議会を組織し、北海道及び関係団体と連携を図りながら、主体的に課題に取り組むことが重要と考えます。

そこで、国土交通省の平成21年度「長期優良住宅（旧超長期住宅）先導的モデル事業」に取り組むため、住宅供給事業者等からなる「北方型長期優良住宅推進協議会」を設置することとしました。つきましては、この協議会に参加する住宅供給事業者等を募集することとし、これに必要な要領を次の通りとします。

2. ネットワーク協議会の組織体制について

1) 設立発起人事業者

平成20年度の「北方型住宅ECOモデル事業」に参加した住宅供給事業者有志を発起人（呼び掛け人）としてネットワーク協議会の設立を発意します。

2) 応募事業者

当協議会設立の趣旨に賛同する道内の住宅供給事業者等を広く公募します。

3) 幹事会

公募後に、当協議会の代表幹事社等を選任し、事務局等を含めた当協議会の運営体制を別途定めることとします。

4) 顧 問

平成21年度「長期優良住宅先導的モデル事業」の提案等に当たっては、北海道及び関係団体との連携・協力が不可欠となることから、北海道、北海道立北方建築総合研究所、財団法人北海道建築指導センター及び社団法人北海道建築技術協会に対して、同協議会の顧問就任を依頼します。

3. 平成21年度「長期優良住宅先導的モデル事業」の提案内容について

1) 基本的な性能

- ・北方型住宅の設計施工基準に適合すること
- ・今年6月から施行される長期優良住宅普及促進法に基づく長期優良住宅の認定基準に適合すること。

※国土交通省が2月4日に発表した「長期優良住宅先導的モデル事業」の平成21年度第1回募集要領によると、長期優良住宅建築等計画の認定が基本的な性能の必須要件となっており、北方型住宅の設計施工基準に比べて耐震性に関しては「耐震等級2」への適合が新たに追加されますので、ご留意願います。

2) 先導的な提案

- ・断熱・気密性能

熱損失係数（Q値）＝ $1.3w/m^2k$ （熱交なし）または $1.0w/m^2k$ （熱交あり）以下
相当隙間面積（C値）＝ $1.0cm^2/m^2$ 以下（気密性能試験成績書の添付義務付け）

- ・北方型住宅のサポートシステムを活用した北方型住宅の登録・保管
- ・当協議会のネットワーク機能を活用した長期優良住宅の通年的な普及啓発活動の実施
- ・地域材の活用（予定）

※今年6月から施行される長期優良住宅普及促進法には「地域材の活用」が盛り込まれており、当協議会のシステム提案においても何らかの地域材の活用に関する先導的な提案が必要と考えています。

4. 応募事業者の要件

募集の対象となる住宅供給事業者等の要件は、次の事項を全て満たす事業者等とします。

1) 住宅供給事業者

- ア. 建設業の許可を受けた単体の法人であること
 - イ. 長期優良住宅先導的モデル事業の採択に併せ、長期優良住宅の認定後に、モデル事業の対象となる新築住宅の建設に着手し、平成22年2月までに工事完了して北方型住宅に登録できること
 - ウ. 当協議会がシステム提案する長期優良住宅先導的モデル事業の基本的な性能及び先導的な提案を満たす新築住宅を建設できること
 - エ. 補助事業の対象となった新築住宅を、当協議会がシステム提案する一般の道民に対する普及啓発の方法に基づき見学会等で公開できること
 - オ. 補助事業に必要な補助申請書、完了実績報告書の作成ができること（作成の方法等については国から別途示される）
 - カ. 国税及び道税を滞納していないこと
 - キ. 次のいずれかに該当すること
 - ①自社の社員がBIS及びBIS-Eの認定資格を有し、かつ、北方型住宅の建設実績（北方型住宅ECOモデル事業を含む）を持つこと
 - ②北方型住宅の建設実績（北方型住宅ECOモデル事業を含む）はあるものの、自社の社員がBIS及びBIS-Eの認定資格を有しておらず、平成21年度中にBIS及びBIS-Eの資格取得を予定していること
 - ③自社の社員がBIS及びBIS-Eの認定資格を有しているものの、北方型住宅の建設実績（北方型住宅ECOモデル事業を含む）を持たず、平成21年度中に北方型住宅（長期優良住宅を含む）の建設を予定していること
- ※ ②に該当する事業者の場合、協力関係企業の認定技術者に北方型住宅の設計・施工監理を依頼することも可能ですが、依頼する協力関係企業については同一地域内に所在するものに限定します。
- ※ ②または③に該当する事業者の場合は、採択後の当初配分戸数を原則として1戸に限定します。他事業者の辞退・返納に基づく再配分については別途協議して決定します。

2) 設計事業者

当協議会の設立に当たって、新たに設計事業者（専業の建築士事務所）の募集を行います。

- ア. 建築士事務所登録を行っている法人及び個人であること
- イ. 長期優良住宅先導的モデル事業の採択に併せ、モデル事業の対象となった新築住宅の設計に着手し、長期優良住宅の認定後に別途定める住宅供給事業者へ建設工事を依頼し、平成22年2月までに工事完了して北方型住宅に登録できること
- ウ. 当協議会がシステム提案する長期優良住宅先導的モデル事業の基本的な性能及び先導的な提案を満たす新築住宅を設計できること
- エ. 当協議会がシステム提案する一般の道民に対する普及啓発の方法に基づき、工事請負契

約した住宅供給事業者と連携・協力して、先導的な提案内容について広く普及啓発できること

オ. 国税及び道税を滞納していないこと

カ. 次のいずれかに該当すること

①自社の社員がB I S認定資格を有し、かつ、北方型住宅に登録・保管した住宅の設計実績（北方型住宅E C Oモデル事業を含む）を持っていること

②自社の社員がB I S認定資格を有しているものの、北方型住宅に登録・保管した住宅の設計実績（北方型住宅E C Oモデル事業を含む）を持たず、平成21年度に北方型住宅（長期優良住宅を含む）の設計を予定していること

キ. 建築賠償責任保険に加入していること

※ 建設する住宅は「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第6条に規定する長期優良住宅建築等計画の認定基準を満たすものであり、法施行後は、原則として第5条に規定する認定を受けていることが要件とされておりますので、ご留意願います。

※ 国の「長期優良住宅先導的モデル事業」の募集要領では、請負事業等で建築主が応募時点で未定のものについては、建築主と採択を受けた建設業者等がグループとして補助を受けることとされています。この建設業者とは、システム提案の場合、実際に建設を行う工務店をリストアップすることとされております。したがって、モデル事業の対象となる新築住宅の建築主と工事請負契約を結んだ住宅供給事業者との共同で補助を受けることとなることから、設計事業者と連携する住宅供給事業者については当協議会に参加する住宅供給事業者に限定します。

※ ②に該当する設計事業者の場合は、採択後の当初配分戸数を原則として1戸に限定します。他事業者の辞退・返納に基づく再配分については別途協議して決定します。

5. 応募手続き

応募する事業者は、次に示すところにより応募申請書及び添付書類を提出してください。

1) 応募申請書

ア. 様式 別添の応募申請書による

イ. 提出部数 1部

ウ. 提出期限 平成21年3月6日（金）正午必着

エ. 提出場所 下記の提出・問合わせ先と同じ

オ. 提出方法 持参または配達記録郵便など事務局が受理したことを確認できる方法に限ります。

2) 応募申請書及び付書類

ア. 応募申請書（別添様式1）

イ. 定款（最新のもの）

ウ. 決算書（最近3カ年分の貸借対照表、損益計算書、余剰金処分計算書）

エ. 建設業許可証の写し（住宅供給事業者の場合）

オ. 建築士事務所登録申請書副本の写し（設計事業者の場合、登録に係る番号等が記載され知事印が押印されたもの）

カ. 北方型住宅の登録保管申請の実績（別添様式2）

キ. B I S及びB I S－E認定技術者申出書（別添様式3）

ク. 建築賠償責任保険等への加入を証する証書等の写し（設計事業者の場合）

ケ. 道税事務所または支庁が発行する道税（道が賦課徴収するものに限る）に関する納税証明書（資格審査請求用）並びに税務署が発行する消費税、地方消費税及び法人事業税に関する納税証明書（その3の3「法人税・消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）

3) 提出・問い合わせ先

北方型長期優良住宅推進協議会 事務局：(株)北海道住宅通信社

〒003-0023 札幌市白石区南郷通6丁目北5-15

電話番号：001(864)8580 FAX：011(864)6321

6. 当協議会の参加事業者決定の手順

- 1) 3月6日正午までに応募申請書等の提出があった事業者に対し、当協議会は応募要件等に関する審査を行い、要件を満たしている場合には当協議会への参加承諾書を送付します。なお、応募要件を満たさない事業者に対しても、その旨を通知します。

※なお、当協議会の参加事業者は今回の第1次募集のみで、追加の第2次募集は行いません。

7. 留意事項

- 1) 参加事業者に対する当協議会の運営事務経費の負担について

当協議会の維持・運営・普及啓発等に必要な経費については、参加事業者の年会費及びモデル事業採択後の配分戸数に応じた負担金等で賄うこととし、その額については当協議会において別途決定します。

- 2) 当協議会の設立総会及び提案内容等の説明会

当協議会に対して応募申請書等の提出があった住宅供給事業者、設計事業者に対し、当協議会が応募要件等に関する審査を行い、要件を満たしていることが確認された事業者に当協議会への参加承諾書を送付します。また、これら事業者に参集いただき、当協議会の設立総会及び提案内容等の説明会を下記のとおり開催しますので、ご留意願います。

当協議会の設立総会及び提案内容等の説明会

・ 日時 平成21年3月12日(木)午後

・ 会場 札幌市教育文化会館4階講堂(札幌市中央区北1条西13丁目)

※ 正式のご案内は応募申請書等の受理・審査後にご連絡します。

- 3) 北方型住宅の登録

補助金の交付申請時に必要な北方型住宅サポートシステムの基準シートの作成及び補助要件である北方型住宅の登録・保管に手続きは、各住宅供給事業者等がその手続きを行わなければなりません。また、その費用は各住宅供給事業者等の負担となります。

- 4) 長期優良住宅の認定

補助要件である長期優良住宅の認定手続きは、各住宅供給事業者等が所管行政庁に対してその手続きを行わなければなりません。また、その費用は各住宅供給事業者等の負担となります。

- 5) B I S及びB I S-E認定技術者

北方型住宅の登録・保管は、B I S及びB I S-Eの認定技術者による設計・施工監理が必要です。自社社員のB I S及びB I S-E認定技術者による設計・施工監理が原則ですが、協力関係企業の認定技術者に依頼することも可能です。なお、設計事業者の場合は自社社員のB I S認定技術者による設計・工事監理が必須となります。

- 6) モデル事業の採択と補助金の交付

国土交通省の平成21年度「長期優良住宅先導的モデル事業」に当協議会の提案が採択された場合には、提案したシステムに基づき当協議会に参加した住宅供給事業者等が設計・建設し、提案内容を満たした新築住宅に対し、所定の手続きにより国から補助金が交付されますが、提案が採択されない場合には国からの補助金は交付されません。また、提案が採択されても補助対象戸数が少ない場合には、当協議会に参加した住宅供給事業者等に補助対象戸数が行き渡らないことがあります。ご留意願います。

- 7) 補助金の帰属

建設費の補助は建築主に帰属します。

8) 会計検査

本補助事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用されますので、会計検査院が行う検査の対象となり、各住宅供給事業者が直接、検査を受ける場合があります。ご留意願います。

「北方型長期優良住宅推進協議会」設立発起人

會田建設株式会社	専務取締役	立野	幸雄
株式会社アシスト企画	代表取締役	岡本	勝
STV興発株式会社	代表取締役社長	北島	壽一
株式会社奥野工務店	代表取締役	奥野	諭
株式会社カワムラ	取締役副社長	川村	隆
株式会社キクザワ	代表取締役社長	菊澤	里志
株式会社三五工務店	代表取締役	田中	寿広
渋谷建設株式会社	代表取締役	渋谷	旭
有限会社新濱建設	代表取締役	新濱	寿男
大平洋建業株式会社	代表取締役	佐藤	芳郎
拓友建設株式会社	代表取締役	妻沼	澄夫
株式会社橋本川島コーポレーション	住宅事業部長	村上	雅人
株式会社マルサ佐藤建設	代表取締役	佐藤	昌博
株式会社丸昭高橋工務店	代表取締役	高橋	利久
有限会社山野内建設	代表取締役	山野内	辰男
設立発起人会世話人			
株式会社北海道住宅通信社	代表取締役	野島	宏利

募集要領等に関する問い合わせ先

「北方型長期優良住宅推進協議会」事務局

株式会社北海道住宅通信社 担当：野島

〒003-0023 札幌市白石区南郷通6丁目北5-15

TEL：011（864）8580

FAX：011（864）6321